

地方消費税（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度河内町一般会計予算における地方消費税（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 58,500 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳				
			特定財源		一般財源		
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分	
社会保険	国民健康保険	60,570	41,468		0	19,102	1,743
	介護保険	408,950	366,657		0	42,293	3,859
	後期高齢者医療	170,479	22,669		0	147,810	13,486
社会福祉	児童福祉	336,431	92,802		9,325	234,304	21,376
	老人福祉	8,548		0	0	8,548	780
	障害者福祉	133,985	10,488		0	123,497	11,267
	医療福祉	54,069	24,658		0	29,411	2,683
保健衛生	保健総務	7,346		0	0	7,346	670
	母子健康指導	5,375		327	0	5,048	461
	疾病予防	16,505		0	0	16,505	1,506
	健康づくり	7,332		0	0	7,332	669
合計		1,209,590	559,069		9,325	641,196	58,500

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。